

福岡県公報

令和二年六月三十日
第百十五号
増刊
①

目次

規則(第五十二号)

○福岡県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 (介護保険課) …………… 一

選挙管理委員会

○政治団体の設立届 (市町村支援課) …………… 一〇

○政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) …………… 一〇

○政治団体の解散届 (市町村支援課) …………… 一一

○資金管理団体の指定届 (市町村支援課) …………… 一二

○資金管理団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) …………… 一二

○資金管理団体の指定の取消等の届出 (市町村支援課) …………… 一三

人事委員会

○公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) …………… 一三

規則

福岡県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十二号

福岡県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県老人福祉法施行細則(平成三十年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように

改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号

年 月 日

老人居宅生活支援事業開始届

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名

㊟

老人居宅生活支援事業を下記のとおり開始するので、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第14条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 3 届出者の登記事項証明書又は条例
- 4 職員の定数及び職務の内容
- 5 主な職員の氏名
- 6 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
 - 7 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする場合
 - (1) 事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称
 - (2) 事業の種類（老人デイサービス事業又は老人短期入所事業を行おうとする場合）
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）
- 8 事業開始の予定年月日
- 9 その他知事が指示する書類

（日本産業規格A4）

様式第二号中「第1条の9第1項各号」を「第1条の9第1項第1号、第2号及び第5号から第7号まで」に改める。

様式第四号から第八号までを次のように改める。

様式第4号

年 月 日

老人デイサービスセンター等設置届

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名

印

老人デイサービスセンター（老人短期入所施設）（老人介護支援センター）を下記のとおり設置するので、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 施設の長の氏名
- 5 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
- 6 入所定員（老人短期入所施設の場合）
- 7 事業開始の予定年月日
- 8 添付書類
 - (1) 届出者の登記事項証明書（市町村以外の者の場合）
 - (2) その他知事が指示するもの

注 建物の規模及び構造並びに設備の概要については、詳細に記入すること。また、位置図、配置図及び平面図を添付すること。なお、届出の対象となる建物及び土地の区割りを明瞭に記入すること。

(日本産業規格A4)

様式第5号

年 月 日

養護老人ホーム設置届

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名

⑩

養護老人ホームを下記のとおり設置するので、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 施設の運営方針
- 4 入所定員
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 7 事業開始の予定年月日
- 8 添付書類
 - (1) 届出者の登記事項証明書（設置者が地方独立行政法人である場合）
 - (2) その他知事が指示するもの

注 建物の規模及び構造並びに設備の概要については、詳細に記入すること。また、位置図、配置図及び平面図を添付すること。なお、届出の対象となる建物及び土地の区割りを明瞭に記入すること。

(日本産業規格A4)

様式第6号

年 月 日

特別養護老人ホーム設置届

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

印

特別養護老人ホームを下記のとおり設置するので、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 運営規程（特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「基準」という。）第7条又は第34条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程）
※ いずれも、基準第59条又は第63条において準用する場合を含む。
- 4 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 5 職員の勤務の体制及び勤務形態
- 6 基準第27条第1項に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（基準第27条第2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
※ いずれも、基準第42条、第59条又は第63条において準用する場合を含む。
- 7 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 8 事業開始の予定年月日
- 9 添付書類
 - (1) 届出者の登記事項証明書（設置者が地方独立行政法人である場合）
 - (2) その他知事が指示するもの

注 建物の規模及び構造並びに設備の概要については、詳細に記入すること。また、位置図、配置図及び平面図を添付すること。なお、届出の対象となる建物及び土地の区割りを明瞭に記入すること。

(日本産業規格A 4)

様式第7号

年 月 日

養護老人ホーム設置認可申請書

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名

⑩

養護老人ホームを下記のとおり設置したいので、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第4項の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 施設の運営方針
- 4 入所定員
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 7 事業開始の予定年月日
- 8 添付書類
 - (1) 申請者の登記事項証明書
 - (2) その他知事が指示するもの

注 建物の規模及び構造並びに設備の概要については、詳細に記入すること。また、位置図、配置図及び平面図を添付すること。なお、認可の対象となる建物及び土地の区割りを明瞭に記入すること。

(日本産業規格A4)

様式第8号

年 月 日

特別養護老人ホーム設置認可申請書

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊟

特別養護老人ホームを下記のとおり設置したいので、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第4項の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 運営規程（特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「基準」という。）第7条又は第34条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程）
※ いずれも、基準第59条又は第63条において準用する場合を含む。
- 4 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 5 職員の勤務の体制及び勤務形態
- 6 基準第27条第1項に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（基準第27条第2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
※ いずれも、基準第42条、第59条又は第63条において準用する場合を含む。
- 7 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 8 事業開始の予定年月日
- 9 添付書類
 - (1) 申請者の登記事項証明書
 - (2) その他知事が指示するもの

注 建物の規模及び構造並びに設備の概要については、詳細に記入すること。また、位置図、配置図及び平面図を添付すること。なお、認可の対象となる建物及び土地の区割りを明瞭に記入すること。

(日本産業規格A4)

様式第九号中「第1条の14第1項各号」を「第1条の14第1項第1号、第2号及び第4号から第6号まで」に改める。

附 則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和二年六月三十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

税理士による井上貴 大松 隆 徳水 正光 福岡県福岡市東区箱崎一四一 二、二、二一
博後援会 一〇 エレガントライフ宮崎三〇三号

田中建一後援会 田中 建一 池永富士也 福岡県行橋市西宮市三七一六 二、二、二六

日本の和を探す会 北野百合子 中田 初恵 福岡県北九州市小倉北区古船場 二、二、二七
町七三一一一〇五号

山岡徹後援会 山岡 徹 山岡カツ子 福岡県田川郡香春町大字高野八 二、二、二六
七二

福岡県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和二年六月三十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

国民民主党 富安 伸志 代表者の氏名 富安 伸志 野田 稔子 二、一、二三
福岡県第7区総支部

自由民主党 神森 正茂 主たる事務所 福岡県鞍手郡鞍手 二、一、三〇
福岡県行政書士会支部 町大字中山三三四 清水二一四九
一三一

自由民主党 高木 章次 会計責任者の氏名 黒岩 義文 坂山 敏二 二、二、一八
福岡県新環境創造の会 氏名

自由民主党 香原 勝司 会計責任者の氏名 中岡 義則 吉田 祐司 二、二、六
福岡県直方市第一支部 氏名

自由民主党 栗尾城三郎 代表者の氏名 栗尾城三郎 藤嶋 令吉 二、二、二二
福岡県窯業支部

日本共産党 内田 裕 代表者の氏名 内田 裕 岡野 隆 二、二、二四
福岡県委員会

日本共産党 田崎 幹朗 会計責任者の氏名 内山有理子 松尾 律子 二、一、三一
福岡中央・南地区委員会 氏名

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

案浦かねとし 案浦 兼敏 主たる事務所 福岡県糟屋郡粕 二、二、一
後援会 屋町酒殿一五 屋町大字酒殿一 一一三

石松修後援会	石松 修	政治団体の名	石松修後援会	石松おさむ後援会	二、二、一〇
井上まさひろ後援会	井上 正教	主たる事務所 の所在地	福岡県糟屋郡粕屋町長者原東六一九一	福岡県糟屋郡粕屋町長者原東六一五一一〇	二、二、二二
うみがめ会	阿部 弘樹	会計責任者の 氏名	高宮 秀文	池上 清志	二、二、二五
大沢めぐみ後援会	大沢 愛	会計責任者の 氏名	大沢 愛	大沢 恵美	二、二、二二
おおつか進弘後援会	大塚 進弘	主たる事務所 の所在地	福岡県直方市上新入三〇八二一	福岡県直方市新町三七一	二、二、二〇
かけはし会	橋田 和義	主たる事務所 の所在地	福岡県福岡市中 央区六本松二一 一三五 イー エム六本松駅前 二階	福岡県福岡市中 央区六本松二一 一三五六本松 クロスビル二階	二、二、一
北九州地区ト ラック事業政 治連盟	大瀬 博巳	代表者の氏名	大瀬 博巳	増田 康雄	一、八、一
幸福実現党水 巻後援会	藤本 修治	会計責任者の 氏名	川上 憲信	宇田 智子	三二、四、一
新開たかし後 援会	新開 崇司	会計責任者の 氏名	高橋美由紀	粟田 新吾	二、二、一
関よししたか後 援会	関 好孝	主たる事務所 の所在地	福岡県大牟田市 甘木二〇三三	福岡県大牟田市 築町五一〇	二、二、三
全国旅館政治 連盟福岡県支 部	井上 善弘	会計責任者の 氏名	富安信一郎	江口 恭俊	一、五、一四

地方自治推進 会議	川口 美文	政治団体の名	地方自治推進会	八女地方自治研 究会議	二、二、六
日本母親連盟 福岡支部	大庭千賀子	会計責任者の 氏名	山田 英愛	渡邊 早苗	二、二、一五
任侠団体志政 塾	杉谷 正文	政治団体の名	任侠団体志政塾	政治結社志政塾	二、二、二一
福岡県ビルメ ンテナンス政 治連盟	森永幸次郎	代表者の氏名	森永幸次郎	中村 成典	二、一、二八
福岡の未来を つくる会	隈本 泰清	会計責任者の 氏名	福岡 直	香西 真	二、二、一八
二又隆幸後援 会	二又 隆幸	会計責任者の 氏名	二又 隆幸	二又 由起	二、二、二七
宮脇れいか後 援会	宮脇 麗絵	政治団体の名	宮脇れいか後援 会	みやわきれいか 後援会	二、二、二七
山本剛正後援 会	山本 剛正	国会議員関係 政治団体の区 分	国会議員関係 政治団体以外の政 治団体	法第十九条の七 第一項第一号及 び第二号に係る 国会議員関係政 治団体	一、二二、三一

備考 任侠団体志政塾は主たる活動区域の異動により総務大臣届出に変更

福岡県選挙管理委員会告示第七十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治
 団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。
 令和二年六月三十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名 解散年月日

自由民主党福岡県大牟田市・三池郡第二支部 田中 秀子 一、一二、三一

立憲民主党福岡県第一区総支部 山本 剛正 一、一一、三〇

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称

代表者の氏名 解散年月日

いいだ浩二後援会 飯田 浩二 二、一、三一

うぬま武夫後援会 宇根 秀美 一、一二、三一

北九州市政経研究会 井上 秀作 一、一二、三一

佐藤なおたけ後援会 佐藤 尚武 二、二、二八

しまの勝後援会 杉原 瑛治 一、一二、一

1000スイッチ 安達 愛 二、二、八

田中建一後援会 田中 建一 二九、一二、三一

中尾ちえ後援会 中尾 千枝 一、一二、三一

7653後援会 中村 孝三 二、二、一

平田のおまさ後援会 平田 信将 一、一二、一

福永寛後援会 福永 寛 二、一、三一

星野美恵子後援会 林 健一郎 二、一、三一

南川健一後援会 南川 健一 二、二、一四

みやじまつや子後援会 宮嶋つや子 一、一二、三一

やない誠後援会

渡辺 末子 二、一、一七

福岡県選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和二年六月三十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出を公職の種類 資金管理団体の 主たる事務所の所在地 指定年月日 した者(代表者)の氏名

川根 節生 川崎町議会 かわね節生後援会 福岡県田川郡川崎町大字安真木六八 三一、一、一六〇

紫村 博之 直方市議会 しむら博之後援会 福岡県直方市日吉町三一二 三一、一、九

宮園祐美子 直方市議会 みやぞの祐美子 福岡県直方市大字赤地七一一九 三一、一、九

福岡県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和二年六月三十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
------------------	-----------	------	---	---	-------

案浦 兼敏	案浦かねとし後援会	主たる事務所の所在地	福岡県糟屋郡粕屋町酒殿一―五	福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿一―二三	一、一、一
-------	-----------	------------	----------------	-------------------	-------

大塚 進弘	おおつか進弘後援会	主たる事務所の所在地	福岡県直方市上新人三〇八二―一	福岡県直方市新町三―七―一	二、二、二〇
-------	-----------	------------	-----------------	---------------	--------

関 好孝	関よしたか後援会	主たる事務所の所在地	福岡県大牟田市甘木二〇三―二八	福岡県大牟田市築町五―一〇	二、二、三
------	----------	------------	-----------------	---------------	-------

橋田 和義	かけはし会	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区六本松二―一三―五	福岡県福岡市中央区六本松二―一三―五	二、二、一
-------	-------	------------	--------------------	--------------------	-------

福岡県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和二年六月三十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出した者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
-----------------	-----------	-------

安達 愛	1000スイッチ	二、二、八
------	----------	-------

人事委員会

公益的法人等への福岡県職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年六月三十日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十九号

公益的法人等への福岡県職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡県職員のパ遣等に関する規則（平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中

「公益財団法人福岡県水源の森基金」を「公益財団法人福岡県水源の森基金」に改め、

「公益財団法人福岡県水源の森基金」を「公益財団法人福岡県スポーツ協会」に改め、

「公益財団法人福岡県体育協会」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公益的法人等への福岡県職員のパ遣等に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

佐藤 尚武	佐藤なおたけ後援会	二、二、二八
-------	-----------	--------

田中 建一	田中建一後援会	二九、一一、三一
-------	---------	----------

中尾 千枝	中尾ちえ後援会	一、一一、三一
-------	---------	---------

福永 寛	福永寛後援会	二、一、三一
------	--------	--------

南川 健一	南川健一後援会	二、二、一四
-------	---------	--------